第一条中法人税法施行規則別表六(四の二)の記載要領の改正規定を次のように改める。

別表六(四の二)の表中「発行済株式等の連結保有割合」を「発行済株式等の通算保有割合」に、「⑮のうち措置法第66条の８第３項若しくは第10項68条の92第３項若しくは第10項の規定により益金とされる損金算入配当等の額（別表十七(三の七)「25」）」を「又は第不算入」を「⑮のうち措置法第66条の８第３項若しくは第９項又は令和２年旧措置法第68条の92第３項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる損金算入配当等の額（別表十七(三の七)「25」）」に、「措置法第66条の８第１項、第３項、第８項若しくは第10項又は第68条の92第１項、第３項、第８項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額（別表十七(三の七)「27」）」を「措置法第66条の８第１項、第３項、第７項若しくは第９項又は令和２年旧措置法第68条の92第１項、第３項、第８項若しくは第10項の規定により益金不算入とされる剰余金の配当等の額（別表十七(三の七)「27」）」に改め、同表の記載要領第１号中「若しくは連結法人が法」を「の規定若しくは同条第17項若しくは第18項（これらの規定を同条第21項及び第22項において準用する場合を含む。第４号において同じ。）の規定若しくは連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。⑵において「令和２年改正法」という。）第３条の規定による改正前の法人税法（第４号において「令和２年旧法」という。）」に、同号⑵中「第８項（内国法人」を「第７項（内国法人」に、「同法」を「令和２年改正法第16条の規定による改正前の租税特別措置法（⑶及び第４号において「令和２年旧措置法」という。）」に、「令第155条の27第６項第１号」を「法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第１条の規定による改正前の法人税法施行令（⑶において「令和２年旧令」という。）第155条の27第６項第１号」に改め、同号⑶中「第66条の８第３項若しくは第10項」を「第66条の８第３項若しくは第９項」に、「同法」を「令和２年旧措置法」に、「令第155条の27第６項第２号」を「令和２年旧令第155条の27第６項第２号」に改め、同第三号を次のように改める。

３　「発行済株式等の通算保有割合　⑸」の欄は、通算法人が外国法人から受ける対象外国法人税額に係る剰余金の配当等の額の支払義務確定日における当該通算法人（他の通算法人を含む。）の当該外国法人に対する保有割合又は連結法人が外国法人から受ける対象外国法人税額に係る剰余金の配当等の額の支払義務確定日における当該連結法人（当該連結法人との間に連結完全支配関係がある連結法人を含む。）の当該外国法人に対する保有割合を記載すること。

別表六(四の二)の記載要領第四号中「第66条の９の４第１項、第３項、第７項又は第９項」を「第66条の９の４第１項、第３項、第６項又は第８項」に、「若しくは連結法人（租税特別措置法」を「、第17項若しくは第18項若しくは連結法人（令和２年旧措置法」に、「法第81条の15第１項」を「令和２年旧法第81条の15第１項」に、「若しくは第81条の15第１項」を「、第17項若しくは第18項若しくは令和２年旧法第81条の15第１項」に改める。

第一条のうち、法人税法施行規則別表七(一)の表の改正規定中「控除前所得金額（別表四「44の①」）」を「控除前所得金額（別表四「43の①」）」に改め、同表の記載要領第１号の改正規定中「第４号」を「第５号」を「第５号」を「第６号」に改め、同第四号の改正規定中「記載要領第四号」を「記載要領第五号」に、「の次に「」を「を「(法第58条の規定の適用がある場合」に、「を加え」を「に改め」に改め、同号を同第五号とする改正規定中「同第五号」を「同第六号とし、同第四号中「である場合」の次に「(別表七(一)付表二「４の計」の欄に金額の記載がある場合を除く。)」を加え、同号を同第五号」に改める。

第一条中法人税法施行規則別表七(一)付表四の記載要領第二号⑵の改正規定の次に次のように加える。

別表七(一)付表五の表中「所得金額控除限度超過額　⑴×50/100」を「所得限度額　(別表七(一)「１」－「２」)」に、「所得金額控除限度超過額　⑵－(当該特例事業年度前の⑿)」を「損金算入限度超過額　⑵－(当該特例事業年度前の⑿)」に改め、同表の記載要領を次のように改める。

別表七（一）付表五　記載要領

１　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第66条の11の４第１項（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）の規定の適用を受ける場合又は同条第３項の通算法人が同条第１項の規定の適用を受ける場合（同条第３項の規定により読み替えて適用する法第64条の７第５項（欠損金の通算）の規定の適用がある場合に限る。第４号において同じ。）に記載すること。

２　「前期以前に特例の適用を受けた金額の累計額（前期以前の⑹の合計額）　⑷」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　当該事業年度前に租税特別措置法第66条の11の４第３項の規定の適用を受けた事業年度がある場合には、その適用を受けた事業年度の別表七（二）付表五「６」の金額を含めて記載すること。